

医療従事者、社会生活の維持に必要なサービスに従事する方一覧

事業の区分	内 訳
医療関係者	病院、薬局等のほか、医薬品・医療機器の輸入・製造・販売、献血を実施する採血業、入院者への食事提供など、患者の治療に必要なすべての物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。
生活支援関係事業者	介護老人福祉施設、障害者支援施設等の運営関係者のほか、施設入所者への食事提供など、高齢者、障害者などが生活する上で必要な物資・サービスに関わるすべての製造業、サービス業を含む。
自宅で過ごす人達が必要最低限の生活を送るために不可欠なサービスを提供する関係事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>① インフラ運営関係（電力、ガス、石油・石油化学・LPガス、上下水道、通信・データセンター等）</li> <li>② 飲食料品供給関係（農業・林業・漁業、飲食料品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）</li> <li>③ 生活必需物資供給関係（家庭用品の輸入・製造・加工・流通・ネット通販等）</li> <li>④ 食堂、レストラン、喫茶店、宅配・テイクアウト、生活必需物資の小売関係（百貨店・スーパー、コンビニ、ドラッグストア、ホームセンター等）</li> <li>⑤ 家庭用品のメンテナンス関係（配管工・電気技師等）</li> <li>⑥ 生活必需サービス（ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等）</li> <li>⑦ ごみ処理関係（廃棄物収集・運搬、処分等）</li> <li>⑧ 冠婚葬祭業関係（火葬の実施や遺体の死後処置に係る事業者等）</li> <li>⑨ メディア（テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等）</li> <li>⑩ 個人向けサービス（ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等）</li> </ul>
社会の安定の維持の観点から、緊急事態措置の期間中にも、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する関係事業者の最低限の事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 金融サービス（銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等）</li> <li>② 物流・運送サービス（鉄道、バス・タクシー・トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、輸送等）</li> <li>③ 国防に必要な製造業・サービス業の維持（航空機、潜水艦等）</li> <li>④ 企業活動・治安の維持に必要なサービス（ビルメンテナンス、セキュリティ関係等）</li> <li>⑤ 安全安心に必要な社会基盤（河川や道路などの公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別法に基づく危険物管理等）</li> <li>⑥ 行政サービス等（警察、消防、その他行政サービス）</li> <li>⑦ 育児サービス（託児所等）</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 医療、製造業のうち、設備の特性上、生産停止が困難なもの（高炉や半導体工場など）、医療・支援が必要な人の保護・社会基盤の維持等に不可欠なもの（サプライチェーン上の重要物を含む。）を製造しているもの</li> <li>② 医療、国民生活・国民経済維持の業務を支援する事業者等</li> </ul>